

## 第4回 子育て家庭の孤立に対する都市自治体の対応に関する研究会 議事概要

日 時：2021年8月30日（月）13：00～15：10

場 所：オンライン（Zoom）

出席者：橋本真紀 氏（関西学院大学 教授）

山口道昭 座長（立正大学）、石田光規 委員（早稲田大学）、佐藤まゆみ 委員（淑徳大学短期大学部）

石川研究室長、加藤主任研究員、鈿持研究員、黒石研究員、岸本研究員（日本都市センター）

主な議事：ゲストスピーカー話題提供、質疑応答・意見交換、報告書の構成、ヒアリング調査

### 1. ゲストスピーカー話題提供

#### ○地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業について

- ・利用者支援事業には3つの形態がある。母子保健型は、妊娠期からの包括的な母子保健事業を展開する事業、特定型は、利用者と保育サービスをマッチングする事業である。本日説明する基本型は、利用者支援（個別の子育て家庭の困りごとを聞きながら地域の支援につなぐ役割）と地域連携（地域の人々の間に子育て家庭を気にかける風土・雰囲気づくりやつながりづくり等の調整）を並行的に行っていく事業である。
- ・日本では1990年代から2010年代頃にかけて、子育て家庭の地域からの孤立が社会問題化したことなどを背景に、孤立した子育て家庭が集う場（後の地域子育て支援拠点事業）を設置することが推進されてきた。その一方で、そのような場を集う親子は地域との接点がないまま、子育て家庭が、集う場ごと地域から遊離してしまう状況も見受けられた。
- ・今日では、子どもや親の育ちにとって、自らが暮らす地域の中での人とのつながりが欠かせないことが、地域子育て支援拠点事業の実践を通じて理解されるようになった。そのため、子育て家庭が集いの場でのつながりをきっかけとしつつ、地域にもつながっていくことを支援するため、地域子育て支援拠点事業に地域機能強化型が創設され、これが2015年度から利用者支援事業として独立した。

#### ○地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業における「地域支援」について

- ・武庫川女子大学の倉石教授との共同研究の結果から、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（拠点事業等）の地域支援の働きとして3つの役割を指摘できる。すなわち、①支援者自身が地域とつながる、②その支援者と地域の関係を媒体としながら、子育て家庭を含む地域の人々をつ

なげていく、③この関係の中に支援を必要とする親子を巻き込み地域や支援とつないでいくことである。

- ・子育て家庭の支援者は、人には自分で解決する力が備わっているという信念を持ち、その力の発揮を支えるための仕掛けを地域の中に数多くつくっていくことが求められる。ここでは、質も大事であるが量が非常に必要である。この役割を担うのが、拠点事業等における地域支援である。
- ・支援者自身が地域とつながり、土台となる地域とのつながりがあってこそ、つながりを必要とする子育て家庭を地域とつなげる役割を果たすことができる。また、その中で専門的な支援が必要な家庭を見つけた場合は、他の専門機関等につないでいくことが求められる。
- ・要保護・要支援家庭への支援を担う機関は他にもあるが、子育て家庭支援領域で、地域の中で日常の人々のつながりをつくっていく機能を有する事業や機関は、拠点事業等における地域支援だけである。市区町村子ども家庭総合支援拠点の実施要項にはその内容も見られるが、現実的には要保護・要支援家庭の支援に追われ地域とのつながりづくりは難しいと思われる。
- ・拠点事業等における地域支援は地域の中にあるからこそ、子育て家庭が暮らしの中で発揮する小さな工夫、力、働きを見いだしながら支えていくことができる。そして、支援の結果生じた地域のつながりが、その子どもたちが育つ環境になる。家庭を支えるサポート体制をつくる取組みであると同時に、子どもが育つ環境づくりを行う取組みでもある。
- ・子どもが支援の専門家や専門機関だけに囲まれる環境ではなく、地域の多様な人々と関わることでできる環境をつくるのが、拠点事業等における地域支援の大切な役割でもありと考えている。

## 2. 質疑応答・意見交換

### ○拠点事業等における支援のあり方

#### (子育て家庭を孤立させないための支援について)

- ・0～2歳の乳幼児を抱える親の約半数が、生まれ育った場所以外で育児をしているとのデータもあり、身近に知り合いがおらず地域子育て支援拠点にやっとの思いでたどり着いたという話はよくある。乳幼児は特に成長が早く、親にとってはその都度悩みが出てくる。法定健診の間の期間など、行政の制度の狭間にある親子をいかに見守り支援につなげていくかは重要な問題である。
- ・つなぐことは重要であるが、親が「監視されている」と感じることをないようにする必要がある。自由に来館できる地域子育て支援拠点においても、「課題を抱える親子が行く場所である」との誤解や、法定健診で保健師等から連絡があるだけで悩んでしまう親もいる。拠点事業等が親から敬遠されないために、緩やかなつながりづくりも行っていく必要がある。

#### (関わりを持ちづらい家庭への対応について)

- ・親同士や知り合いの口コミは重要である。インターネットよりも母親同士や、地域、店の人の口コミの方が重視されている。また、気になる親子を他の親が地域子育て支援拠点へ連れて来ることや、母親同士の声かけや活動で支援につなぎ未然に問題化を防いでいるような事例もよくある。

人のつながりや信頼を上手く活かして支援につなげていくことが重要である。その観点からすると、利用者支援事業の運営を NPO 法人が担い、行政がその活動をバックアップするという重層的な支援体制もひとつのあり方ではないかと考える。

- ・昨今では、困っていそうな人がいても他人の家庭に踏み込まないでおこうと考える風潮もあり、それが孤独・孤立の要因となっていることもある。成功事例においては、地域子育て支援拠点の職員がお互いに気に掛け合う雰囲気をつくる中でつくっている。その雰囲気を地域の中にも伝播させていく意識が大切である。

## ○拠点事業等における要保護・要支援家庭への支援のあり方

### (役割の違いについて)

- ・本来、拠点事業等は要保護・要支援家庭への支援を行うことを目的としている事業ではない。また、職員に要保護児童対策地域協議会（要対協）のワーカーのような高い専門性があることが必須とされているわけでもなく、周りの専門機関からの認知度もそこまで高いものでない。

### (要保護・要支援家庭への関わりについて)

- ・地域の中には当然、要保護・要支援家庭もあり、その人たちが専門機関を必要とする場合はそこへつなげていく必要がある。拠点事業等の職員は、「子育て家庭と地域をつなぐこと」、「地域のつながりをつくっていくこと」を業務の中心としながら、要保護・要支援家庭にも関わっていく必要がある。また、そういった場合に備えて、要対協に構成員として参加する意義もあると思う。
- ・都市自治体は要対協の設置要綱において構成機関を公表しているため、要対協に入ることによって親に警戒されてしまう恐れを考えると悩ましく思うところもある。ただ、実際に専門機関等につなげていくことやその後の対応のことを考えれば、守秘義務の関係もあり要対協の構成員として他の機関と共に子どもたちのことについて考えてもらう必要があると思う。監視されていると思われにくいような、普遍的なサポートの1つとして自然な状態で親子がアクセスできる場所として拠点事業等はどうか、そのために都市自治体は何ができるのか考える必要がある。

## ○地域支援における子育て家庭と地域コミュニティの関係

### (子育て家庭と地域コミュニティの関わり、地域コミュニティと関わりの薄い家庭への対応について)

- ・「地域」や「コミュニティ」に対する価値観は地域や世代によって異なる。地域支援を行ううえで、今の子育て家庭にとっての「地域」、「コミュニティ」とは何か、どういう人や関係性が対象となるのか探る必要がある。また、その対象とならなかった人をどうつないでいくのか考える必要もある。
- ・地域コミュニティから外れている人が必ずしも弱者とは限らない。子育て中の親は、社会や経済等を回している中心の世代であり、別の場所につながりを持っている可能性もある。ただし、そ

の人たちが入りたいと思ったときに拒否されない緩やかなつながりが地域の中に広がっている体制が、地域支援を通してできればと思う。

- ・本当に孤立し支援が必要な人や子育て家庭、特に小さな子を持つ家庭は遠くへ出かけることができないため地域での支えが必要となる。一方で、地域コミュニティは全体的に見ると縮小傾向にあり、活発化させることは難しいと感じる。そうすると、「緩やかな、何かあったときにつながる場」を地域の中に増やしていくことが最善だと感じる。
- ・地域支援を考えるうえで、親の立場（どのような時に地域とどのようなつながりが必要か）と子どもの立場（地域の中でどのような大人たちと出会い成長していくことが、子どもにとって良いのか）両方の視点を持って考えていくことが必要だと感じる。

## ○地域子育て支援拠点事業のあり方

### （利用者ニーズ、地域特性等への配慮について）

- ・事業の始まった30年前に比べると、0～2歳児の保育所等への入所率はだいぶ上がってきている。昼間に地域子育て支援拠点を利用する親子が少なくなってきたという事実もある中で、そこまで数が必要ないとの意見もあると思うが、だからといって複数地域に1箇所程度あれば良いということでもない。地域子育て支援拠点は、利用者のニーズに合わせて、地域の中の行きやすいところや、匿名性を求める場合は居住する地域以外、例えば駅前のショッピングモールの中にある拠点に行けるなど、選べるくらいの数がある方が良いと思う。
- ・地域子育て支援拠点の設置数について、都市自治体は、どうしても国が掲げた目標を達成するために、数を増やすことに集中してしまいがちである。数が増えることも重要であるが、利用する親子のことを考えながら、都市自治体の区域内を俯瞰してそれぞれの地域特性に応じて設置していった欲しい。

## ○都市自治体における支援のあり方

### （子育て家庭への支援体制について）

- ・各小学校区に地域子育て支援拠点があり、それを束ねる市区町村子ども家庭総合支援拠点があるという体制が理想である。ただ地域子育て支援拠点は市区町村子ども家庭総合支援拠点と活動内容が違うので、下請けではなく上手く連携できる体制を構築することが大事である。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点では、少し気になる程度は支援の対象に入っておらず、本当に大きな問題になったときに初めて要対協等が関わることになる。子どもの立場からすれば、もっと早く親が何かの支援とつながっていれば防げたかもしれないものが見逃されている。きめの細かい支援体制の構築には、行政の支援や各事業の機能の理解が必要である。
- ・利用者支援事業は、地域の人との関係を築きそれを支援につなげていく必要があるが、行政の専門職は異動等があるため、1つの地域の事例にずっと関わっていくことは難しい。一方で、NPO

等の団体は結成のために地域の人との関係づくりが欠かせないこともあり、その関係を支援に活かすことができる。都市自治体の役割、NPOや社会福祉法人などの役割を整理して考えていく必要がある。

#### **(拠点事業等の事業者への支援について)**

- ・委託した団体が運営に悩んでいる時は、研修会への参加や先進的な取組みをしている団体への視察を促したり補助したりするなど、支援をしていくことが必要である。
- ・NPO等に拠点事業等を委託する際、予算の使い道のチェックが細かすぎて職員の本来の仕事に支障をきたしていることがある。諸外国の事例のように、都市自治体は大まかな目標や評価項目の設定、事業支援や他領域との連携の補助を担い、細かな事務や事業の予算配分等は委託先に任せるといった分担ができれば、NPO等が地域の中で持ち味を活かした支援を行うことができるのではないかと思う。

### **3. その他**

- ・第5回研究会は11月1日（月）に開催する。
- ・報告書については、各章の執筆担当者が構成案を作成し、第5回研究会において意見交換を行う。
- ・ヒアリング調査については、これまでの研究会での意見等を踏まえ事務局が調整を行う。

(文責：日本都市センター)